

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	名古屋競輪組合
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	名古屋市中村区中村町字高畑68番地
工場等の名称	名古屋競輪場
工場等の所在地	名古屋市中村区中村町字高畑68番地
業種	サービス業（他に分類されないもの）
業務部門における 建築物の主たる用途	集会場
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	競輪場の運営
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和6年7月2日 ～ 令和9年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	（場所） 名古屋競輪場管理棟掲示板
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	052-411-0013		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

名古屋競輪組合は、環境面への負荷のかからないよう事務・事業の見直しを進め、地球温暖化対策を積極的に行うことにより、地球環境に優しい競輪場を目指す。

職員エリアについては、十分な省エネルギー対策・リサイクル活動を行うとともに、お客様エリアについてもお客様サービスの低下にならないよう心掛けながら省エネ対策を行う。

(1) 節電等省エネルギー対策を継続的に実施し、光熱水費の節減を行うとともに、CO₂排出削減を推進する。

(2) 廃棄物の発生を極力抑えるとともに、リサイクル活動を推進する。

(3) 物品調達に際してグリーン購入の推進を図るとともに、設備改修にあたっては、LED化を含む省エネルギー機器の選定、廃棄物の減量化及びリサイクル資源の活用を推進する。

(4) 職員・従事員の環境保護に対する研修・啓発活動を行い、自主的に省エネルギー対策・リサイクル活動ができる人材育成を進める。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

【名古屋競輪組合地球温暖化対策推進委員会】



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 5 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,389	t-CO ₂
① （温室効果ガス 換算） ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑨エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑨合計）		1,389	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 5 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 8 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総排出量	1,389	t-CO ₂	1,347	t-CO ₂	3.0	%

項 目	基準年度 令和 5 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 8 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位当たりの 排出量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

1年ごとに対前年度比1%削減を目標とし、3年間で3%の削減を目指す。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の推進 【照明】	・昼休みや残業時には不必要な照明を消し、名古屋競輪場内の不必要箇所の消灯を徹底する。 ・制御盤更新により、照明回路の細分化を図り、きめ細やかな点灯・消灯動作を導入。 ・ＬＥＤ等の省エネタイプの照明への取替を進める。	令和8年度の電気使用量を令和5年度比3%削減
省エネルギー・省資源の推進 【OA機器】	・離席時はスリープ機能を活用する。 ・退社時や外出時は、可能な限りパソコンや事務用機器の主電源を切り、待機電力を削減する。 ・パソコンや事務用機器の購入時は、待機時の消費電力等が少ない省エネルギー機器を選定する。	令和8年度の電気使用量を令和5年度比3%削減
省エネルギー・省資源の推進 【冷暖房（空調負荷低減）】	・クールビズ、ウォームビズの推奨 ・ブラインドの活用、窓ガラスへの断熱フィルムの貼り付け等による日射負荷の減少	毎年、クールビズやウォームビズについて、職員に周知する
自動車利用における取組	・急発進、急加速をしない、アイドリングストップの確実な励行などエコドライブを推進 ・タイヤの空気圧など、こまめな点検、整備	エコドライブの励行を職員に周知する

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標（2030年度）
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

・ペーパーレス化や両面印刷等による廃棄物の排出抑制 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（グリーン購入法）に準じた商品の購入
--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

・定時退社に努める
